



2026年5月18日

各 位

上場会社名 株式会社ニコン
代表者 代表取締役 兼 社長執行役員 CEO
大村 泰弘
コード番号 7731 (東証プライム)
問合せ先 執行役員 CFO、財務・経理本部長 松本武史
(TEL. 03-6743-5181)

取締役 (監査等委員であるものを除く) に対する株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月18日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員であるものを除く) の株式報酬制度を改定すること (以下「本改定」という) を決議し、本改定に関する議案 (以下「本議案」という) を2026年6月26日開催予定の第162期定時株主総会 (以下「本株主総会」という) に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本改定の目的

当社の取締役 (監査等委員であるものを除く) の報酬は、金銭報酬 (定額報酬及び賞与) 並びに株式報酬 (譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬) で構成されております。これらに関しては、2022年6月29日開催の第158期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役 (社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く) に対し、(i) 1事業年度当たり1億円以内 (対象取締役に対して交付する譲渡制限付株式 (I) (以下に定義します。)) の数は1事業年度当たり15万株以内) を上限として譲渡制限付株式報酬を支給すること及び(ii) 各評価対象事業年度当たり、対象取締役に交付する譲渡制限付株式 (II) (以下に定義します。)) の数の上限11万株に譲渡制限付株式 (II) の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を乗じた金額を上限として業績連動型株式報酬を支給することをご承認いただいております。

今般、新たな中期経営計画を策定したことにあわせ、当該中期経営計画で掲げる目標達成に向けたインセンティブを高め、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有をより図ることを目的として、株式報酬制度を見直すことといたしました。

2. 本改定の概要

当社の取締役 (監査等委員であるものを除く) の株式報酬のうち、(i) 譲渡制限付株式報酬制度について、監査等委員以外の取締役 (社外取締役その他の非業務執行取締役及び外国籍の者を除く) に交付する当社普通株式又は当社普通株式の時価相当額の金銭 (以下「当社株式等」という) の交付時期を各事業年度終了後に変更するとともに、譲渡制限付株式の交付日前に退任した場合など一定の場合については譲渡制限付株式ではなくその時価相当額の金銭支給に変更することとし、また、(ii) 業績連動型株式報酬制度について、監査等委員以外の取締役 (社外取締役その他の非業務執行取締役及び外国籍の者を除く) に交付する当社株式等の算定方法を変更することを本株主総会に提案いたします (譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の交付対象となる取締役を、以下「対象取締役」といいます。))。

(1) 譲渡制限付株式報酬制度 (RSU 制度) の概要

対象取締役に対し、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式 (以下「譲渡制限付株式 (I)」という) を交付する報酬制度です。

① 報酬金額の上限等

当社は、原則として毎年、各事業年度終了後に、取締役会決議に基づき、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当社による譲渡制限付株式 (I) の発行又は自己株式の処分の際に当該金銭報酬債権を現物出資することにより、譲渡制限付株式 (I) を取得します。

なお、当該金銭報酬債権の金額は、下記③の算定式に基づき決定される譲渡制限付株式 (I) の交付株式数に、譲渡制限付株式 (I) の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を乗じた金額とします。

また、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に交付する金銭報酬債権及び金銭の合計額は、下記③で示す 1 事業年度当たりの対象取締役に交付する譲渡制限付株式 (I) の数の上限 12 万株に、譲渡制限付株式 (I) の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を乗じた金額を上限とします。

② 譲渡制限及び譲渡制限解除の内容

(イ) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式 (I) の交付を受けた日から取締役 (指名委員会等設置会社における執行役を含む) 及び執行役員 (エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む) のいずれの地位からも退任するまでの期間中 (以下「譲渡制限期間 (I)」という)、当社及び対象取締役の間の契約に基づき、原則として、譲渡制限付株式 (I) の譲渡、担保権の設定その他の処分が禁止されます。

(ロ) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式 (I) の交付を受けた対象取締役が保有する譲渡制限付株式 (I) の全部について、譲渡制限期間 (I) が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(ハ) 無償取得

譲渡制限解除時まで、対象取締役が、正当な理由なく取締役 (指名委員会等設置会社における執行役を含む) 及び執行役員 (エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む) のいずれの地位からも退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに、譲渡制限付株式 (I) の全てにつき、当社が無償で取得します。

(ニ) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間 (I) 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他一定の組織再編等に関する事項が株主総会 (但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会) で承認された場合、当社は、譲渡制限付株式 (I) の全部について、譲渡制限を解除します。

③ 対象取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

当社は、各事業年度において、各対象取締役に交付する譲渡制限付株式 (I) の交付株式数は、以下の算定式により決定します。

交付株式数＝役位別標準支給額^{※1}÷参照株価^{※2}

※1 各対象取締役の役位、職務執行の内容及び責任等に応じて決定。

※2 2026年6月26日の東京証券取引所での当社普通株式の終値。

当社が対象取締役に交付する譲渡制限付株式（Ⅰ）の数は、1事業年度当たり12万株を上限とします。但し、当社株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等（以下「株式分割等」という）によって増減した場合は、当該上限は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整されます。

なお、下記④記載のとおり、譲渡制限付株式（Ⅰ）の交付日前に退任した場合など一定の場合については、譲渡制限付株式（Ⅰ）ではなく、その時価相当額の金銭を支給します。

④ 対象取締役に對する当社株式等の交付等

当社は、各事業年度に在任する対象取締役に對して、取締役会が定める期間（以下「役務提供期間（Ⅰ）」という）、繼續して、取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む）又は執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む）のいずれかの地位にあったことを条件として、所定の手続に従い、各事業年度終了後に、上記③にて計算される交付株式数の譲渡制限付株式（Ⅰ）を、上記①記載の方法により交付します。但し、役務提供期間（Ⅰ）中の対象取締役に對する期中就任等のため、役務提供期間（Ⅰ）の全期間よりも役務提供期間（Ⅰ）中の在任期間が短い場合、交付する譲渡制限付株式（Ⅰ）の株式数を合理的に調整します。

また、対象取締役が譲渡制限付株式（Ⅰ）の交付日前に正当な理由により退任した場合（死亡による場合を含む）には、上記③にて計算される交付株式数を役務提供期間（Ⅰ）開始から退任までの役務提供期間（Ⅰ）中の在任期間に応じて案分した数の当社普通株式の時価相当額の金銭を支給します（死亡の場合には、当該対象取締役に對する株式の交付等の権利を承継する者に対して支給します）。

なお、対象取締役が交付時に非居住者である場合、上記③にて計算される交付株式数の当社普通株式の時価相当額の金銭を支給します。

（2）改定後の業績連動型株式報酬制度（PSU制度）の概要

対象取締役に對し、評価対象事業年度における業績目標等の達成度等に応じて算定した数の当社株式等を交付する報酬制度です。

① 評価対象事業年度

支給対象中期経営計画の対象期間（新たな中期経営計画が策定される毎に、前対象期間の最後の事業年度の翌事業年度から始まる、取締役会が別途定める連続した複数事業年度（以下「対象期間」という）を対象とする）における、各事業年度とします。

② 報酬金額の上限等

当社は、原則として毎年、各評価対象事業年度終了後に、各評価対象事業年度における業績目標の達成度等に応じて、対象取締役に金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当社による一定の株式譲渡制限期間及び当社の無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式（Ⅱ）」という）の発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより譲渡制限付株式（Ⅱ）を取得します。

なお、当該金銭報酬債権の金額は、下記④の算定式に基づき決定される譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付株式数に、譲渡制限付株式(Ⅱ)の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた金額とします。

また、当社が業績連動型株式報酬制度に基づき対象取締役に交付する金銭報酬債権及び金銭の合計額は、下記④で示す各評価対象事業年度当たりの対象取締役に交付する譲渡制限付株式(Ⅱ)の数の上限24万株に、譲渡制限付株式(Ⅱ)の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた金額を上限とします。

③ 譲渡制限及び譲渡制限解除の内容

譲渡制限付株式(Ⅱ)に関する譲渡制限及び譲渡制限解除の内容については、上記(1)②(イ)乃至(ニ)を準用し、その準用にあたっては、「譲渡制限期間(Ⅰ)」は、「譲渡制限期間(Ⅱ)」に、「譲渡制限付株式(Ⅰ)」は「譲渡制限付株式(Ⅱ)」にそれぞれ読み替えるものとします。

なお、下記⑤記載のとおり、譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付日前に退任した場合など一定の場合については、譲渡制限付株式(Ⅱ)ではなく、その時価相当額の金銭を支給します。

④ 対象取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

当社は、対象期間中の各評価対象事業年度において、業績目標の達成度及び各対象取締役の役位等に応じて算出される数の譲渡制限付株式(Ⅱ)を個人別に交付します。各対象取締役に各評価対象事業年度当たりに交付する譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付株式数は、以下の算定式により決定します。

$$\text{交付株式数} = \text{役位別標準支給額}^{*1} \div \text{参照株価}^{*2} \times \text{業績連動係数}^{*3}$$

※1 各対象取締役の役位、職務執行の内容及び責任等に応じて決定。

※2 2026年6月26日の東京証券取引所での当社普通株式の終値。

※3 中期経営計画で掲げる目標の各評価指標について、報酬審議委員会において達成度(0~200%)を審議し、各評価指標のウェイトを乗じた数値を合計して算出。算出された業績連動係数は、各評価対象事業年度の経済情勢等、後発事象等の当社の特殊事情等を鑑みて、報酬審議委員会及び取締役会の決定により25ポイント以内で加点又は減点を行う場合があります。但し、この場合でも0~200%の範囲内とします。

⑤ 対象取締役に対する当社株式等の交付等

当社は、各評価対象事業年度に在任する対象取締役に対して、取締役会が定める期間(以下「役務提供期間(Ⅱ)」という)、継続して、取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)又は執行役員(エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む)のいずれかの地位にあったことを条件として、所定の手続に従い、各評価対象事業年度終了後に、上記④にて計算される交付株式数の譲渡制限付株式(Ⅱ)を、上記②記載の方法により交付します。但し、役務提供期間(Ⅱ)中の対象取締役への期中就任等のため、役務提供期間(Ⅱ)の全期間よりも役務提供期間(Ⅱ)中の在任期間が短い場合、交付する譲渡制限付株式(Ⅱ)の株式数を合理的に調整します。

また、対象取締役が譲渡制限付株式（Ⅱ）の交付日前に正当な理由により退任した場合（死亡による場合を含む）には、上記④にて計算される交付株式数を各評価対象事業年度開始から退任までの各評価対象事業年度期間中の在任期間に応じて案分した数の当社普通株式の時価相当額の金銭を支給します（死亡の場合には、当該対象取締役の株式の交付等の権利を承継する者に対して支給します）。

なお、対象取締役が交付時に非居住者である場合、上記④にて計算される交付株式数の当社普通株式の時価相当額の金銭を支給します。

（ご参考）各評価指標のウェイト及び2030年度における目標は以下のとおりです。

評価指標		ウェイト	2030年度の目標
全社 ROIC		30%	7%
ROE		20%	10%
相対	対 TOPIX 比較	20%	当社及び配当込 TOPIX 比較で評価
TSR	対ピアグループ比較	20%	ピアグループ TSR 成長率との相対順位で評価
経営基盤強化に向けた取り組み		10%	人的資本経営、ものづくり、DX、経営管理、サステナビリティの5項目を総合的に評価

各評価指標の目標は、対象期間の最初の事業年度の開始にあたり、また、各評価指標の目標値は各事業年度の開始にあたり、その時点での当社の状況等を鑑み、中期経営計画の目標達成に向けて適切な水準を報酬審議委員会にて審議のうえ、その審議結果に従い取締役会にてそれぞれ決定します。当社が対象取締役に交付する譲渡制限付株式（Ⅱ）の数は、各評価対象事業年度当たり24万株を上限とします。但し、当社株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、当該上限は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整されます。

（ご参考）

本株主総会において本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬についても当該議案の内容と同様に改定する予定です。

以上